

第2期高萩市障害者計画

第2期高萩市障害者計画

第1章 高萩市障害者計画の基本的な考え方	1
第1節 基本理念.....	1
第2節 基本的視点.....	2
第3節 基本目標.....	2
第4節 施策の体系.....	3
第2章 施策の実施と方向性	4
基本目標1 思いやりとコミュニケーションの推進【啓発・広報】.....	4
基本目標2 一人ひとりにふさわしい教育環境の推進【教育・育成】.....	7
基本目標3 生きがいを持った暮らしの推進【雇用・就労】.....	10
基本目標4 心豊かな暮らしの推進【スポーツ・芸術】.....	13
基本目標5 健康で生き生きとした暮らしの推進【保健・医療】.....	14
基本目標6 自立した生活を支援する福祉の充実【生活支援】.....	17
基本目標7 安全で安心して暮らすことのできるまちの推進【生活環境】.....	22

第1章

高萩市障害者計画の基本的な考え方

第1節 基本理念

ノーマライゼーション

リハビリテーション

障がいの有無にかかわらず共に生きる社会を目指す「ノーマライゼーション」と、障がいのある人の社会復帰や社会参加を目指す「リハビリテーション」を本計画の基本理念とします。

■「ノーマライゼーション」

一般的には、障がいのある人や、高齢者など社会的に不利益を受けやすい人々が、社会の中で可能な限り他の人々と同じような生活条件に近づけるという考え方をいいます。

本市では、障がいのある人が可能な限り、家族などが生活する地域社会の中で生活できるように支援していきます。そのために、住まいや働く場、生活の場などの環境を整備するとともに、介護、移動、コミュニケーションなどの各種サービスを提供し、障がいのある人の地域生活を支援します。さらに、地域コミュニティを醸成し、互助、共助のネットワークの形成を図ります。

■「リハビリテーション」

一般的には「障がいのある人等の機能回復のための訓練」と考えられていますが、広くは「人間らしく生きる権利」(全人間的復権)を意味します。

第2節 基本的視点

本計画の基本理念を実現するため、社会経済情勢の変化や障がいのある人のニーズを考慮して、本計画においては、次の3つの基本的視点に基づき施策を体系化します。

視点1 バリアフリー化の推進

本計画により、ソフト・ハードの両面のバリアフリー化をさらに推進し、障がいのある人が障がいを理由に日常生活を妨げられることなく社会に参加し、住み慣れた地域で快適に暮らせるようにします。

視点2 利用者本位の支援

障がいのある人の多くが住み慣れたところで、地域の人々とともに安心して暮らしていきたいと思っています。そのためには、地域の人々の思いやりのあるサポートと、保健・医療、福祉をはじめ、教育や雇用などの分野の専門的なサポートが必要です。

本計画における障がいのある人への福祉サービスについては、居宅支援や施設支援などを総合的に調整して、障がいの内容と程度に合った多様で質の高いサービスを提供できるようにします。

視点3 相談支援サービスの充実

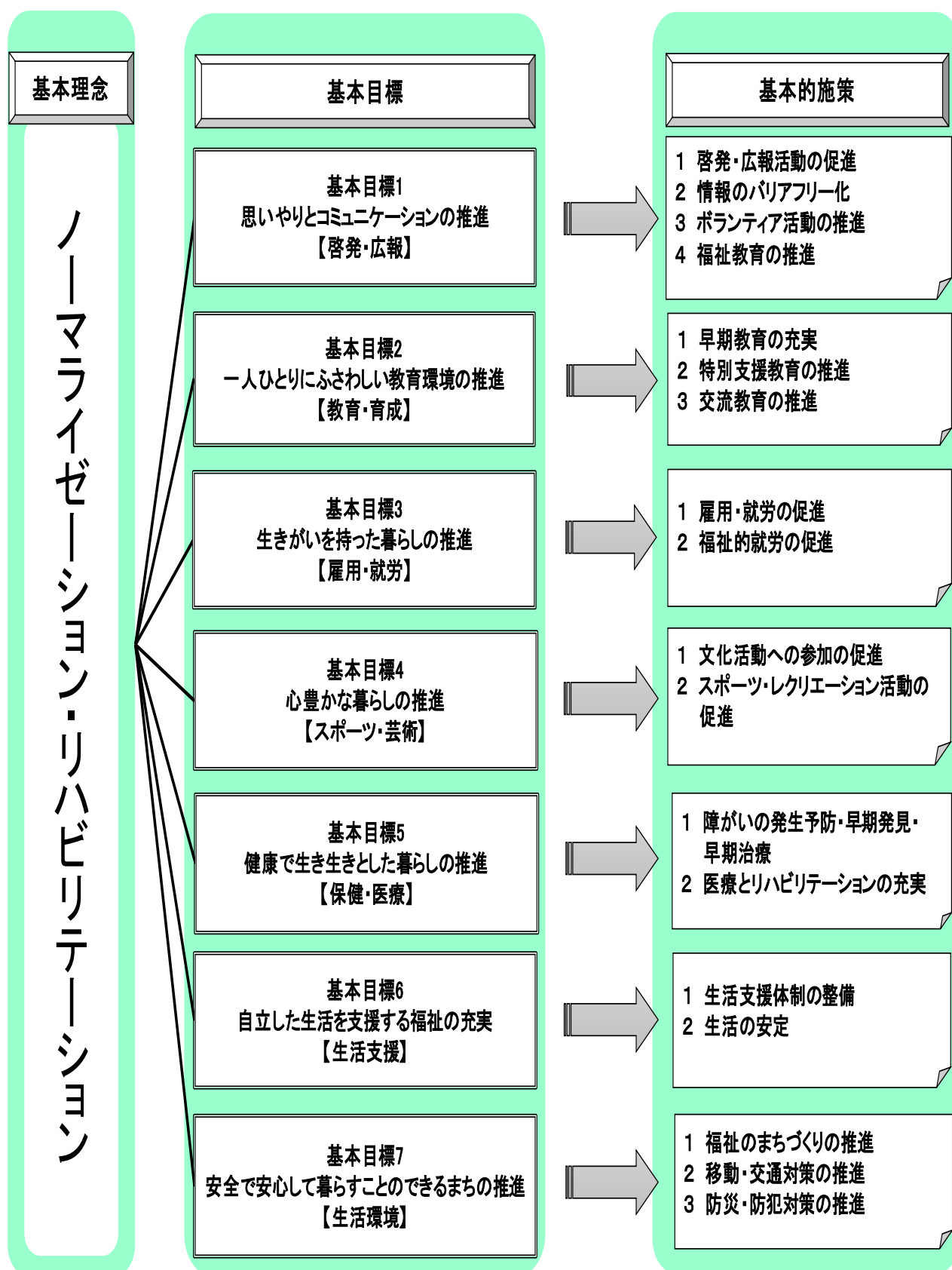
各種の支援内容についての情報提供・相談体制の充実を図り、障がいのある人がサービスを必要に応じて受けられるようにします。

第3節 基本目標

基本理念及び基本的視点を踏まえ、次の7つを基本目標とします。

基本目標1	思いやりとコミュニケーションの推進	【啓発・広報分野】
基本目標2	一人ひとりにふさわしい教育環境の推進	【教育・育成分野】
基本目標3	生きがいを持った暮らしの推進	【雇用・就労分野】
基本目標4	心豊かな暮らしの推進	【スポーツ・芸術分野】
基本目標5	健康で生き生きとした暮らしの推進	【保健・医療分野】
基本目標6	自立した生活を支援する福祉の充実	【生活支援分野】
基本目標7	安全で安心して暮らすことができるまちの推進	【生活環境分野】

第4節 施策の体系



第2章

高萩市障害者計画の基本的な考え方

基本目標1 思いやりとコミュニケーションの推進 【啓発・広報】

1

啓発・広報活動の促進

(1) 障がいに対する理解の促進

ノーマライゼーション社会の実現のため、障がいの理解につながる広報・啓発活動を積極的に行い、市民一人ひとりがその責任と役割を自覚できるようにしていきます。

施策・事業名	今後の方向性
広報・啓発活動の促進	<ul style="list-style-type: none">◆障がいの理解につながる情報を、「市報たかはぎ」及び市ホームページに掲載して、理解の促進を図ります。◆障がい者サポート養成講座を開催し、障がいのある人及び障がいの理解の促進を図り、誰もが暮らしやすいまちづくりを目指します。

(2) 体験・交流事業の推進

相手を思いやる心を醸成するため、より多くの市民と障がいのある人がふれあう機会をつくり、障がいのある人となない人、または障がいのある人同士の交流を促進します。

施策・事業名	今後の方向性
交流・ふれあい活動の推進	<ul style="list-style-type: none">◆各種の行事の場において、障がいのある人となない人との交流・ふれあい活動の推進のため、主催団体への支援や参加者への啓発に努めます。◆各種イベントや講座などでは、障がいのある人も参加することを前提とし、必要な配慮を行います。◆障がいのある人同士の交流事業に必要な支援を行います。

(1) 情報提供の充実

障がいのある人に対する情報のバリアフリー化を推進します。ホームページやパンフレット等で提供する情報の内容を、障がいの特性や目的に応じて分かりやすく提供します。

施策・事業名	今後の方向性
情報のバリアフリー化の促進	<ul style="list-style-type: none"> ◆誰もが分かりやすいホームページ等を活用した情報活動を推進します。 ◆障がいの特性に応じて様々な情報機器を活用し、効果的な情報の提供を図ります。

(2) コミュニケーション支援の充実

日常生活における情報の収集を支援するとともに、社会参加の際に必要な各種通訳者等の派遣を行います。

施策・事業名	今後の方向性
コミュニケーション支援の充実	◆障がいのある人が参加するイベント等における各種通訳者等の派遣を支援します。

人々は、ボランティア活動を体験することにより、さまざまな人との交流を通し、相互に理解を深めることができます。障がいのある人に対するボランティア活動は、障がい及び障がいのある人のことをより深く理解することができるよい機会です。また、障がいのある人自身がボランティア活動に参加することは、その人自身の社会参加を助長することにつながります。

施策・事業名	今後の方向性
ボランティアの育成	<ul style="list-style-type: none"> ◆点訳奉仕員、朗読奉仕員、手話奉仕員、要約筆記奉仕員など福祉ボランティアの育成に努めます。 ◆社会福祉協議会と連携して、ボランティア活動の場の開発とコーディネートを進め、ボランティア活動状況などの情報提供に努めます。 ◆若年層を中心にボランティア活動に対する理解を深める機会を確保し、その活動を支援するとともに、企業等の社会貢献活動に対する理解と協力を促進します。

学校教育や生涯学習の場において、障がいのある人について正しい理解を促すための体験学習や交流学習の充実に努めます。

施策・事業名	今後の方向性
福祉教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ◆小・中・高等学校において、総合的な学習の時間等を活用したボランティア活動や体験学習を通じ、教育現場での福祉教育の推進を図ります。 ◆障がい者サポート養成講座を開催し、障がいのある人及び障がいの理解の促進を図ります。
生涯学習による福祉教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ◆福祉施設や障がい者関連医療機関における体験学習を推進します。 ◆障がいをもつ当事者等の講演や福祉講座を実施し、障害福祉についての理解を深めます。

基本目標2 一人ひとりにふさわしい教育環境の推進 【教育・育成】

1 早期教育の充実

■高萩市内小中学校支援学級在籍者(平成26年5月1日現在) (単位:人)

	性別	知的	言語	情緒	計	市内全体
小学校	男	9	4	15	28	704
	女	4	3	1	8	656
計		13	7	16	36	1,360
中学校	男	6	0	2	8	390
	女	5	0	2	7	391
計		11	0	4	15	781

資料:社会福祉課調べ

■特別支援学校別在学者数(平成26年5月1日現在) (単位:人)

	北茨城特別支援学校	水戸聾学校	県立盲学校
小学部	19	0	0
中学部	18	0	1
高等部	18	1	0
合計	55	1	1

資料:社会福祉課調べ

(1)就学指導、教育相談の充実

特別な配慮を必要とする子どもの療育を効果的に行うためには、保護者への情報提供を充実させ、年齢や発達状況等に応じた専門的な対応が必要です。検診や発達相談事業を通し、相談・指導の充実を図ることで、それらに対する早期発見、早期対応が可能となります。さらには、早期からの教育相談や就学相談を行うことにより、適正な就学指導に努めます。

施策・事業名	今後の方向性
早期教育と教育相談の充実	<ul style="list-style-type: none"> ◆未就学児連絡会において、市行政機関、教育委員会、市内の幼稚園や保育園、特別支援学校等で情報を共有し、適切な支援策についての検討、共通理解などを図り、適正な就学につなげます。 ◆就学前の特別な配慮を必要とする幼児に対し、早期に適切な支援を行うため、療育機関の整備を図ります。

(2) 指導内容の充実

特別な配慮を必要とする児童生徒の可能性を最大限に伸ばし、自己実現を促進するために、本人や保護者のニーズや障がいの実態に応じた適切な指導をめざします。また、研修会や交流会等により、特別な配慮を必要とする児童生徒に対する指導内容の充実を図ります。

施策・事業名	今後の方向性
教育・指導内容の充実	<ul style="list-style-type: none">◆ 特別支援学級を担当する教職員の研修会・交流会の実施などにより、教育・指導内容の充実を図ります。◆ ことばの教室において、言葉の遅れ等がある幼児・児童を対象に、問題の改善・克服に必要な技能を身に付ける指導を行います。

2

特別支援教育の推進

特別な配慮を必要とする児童を受け入れる学校の体制などの整備や、障がいの特性に応じた特別支援教育指導の向上を図ります。

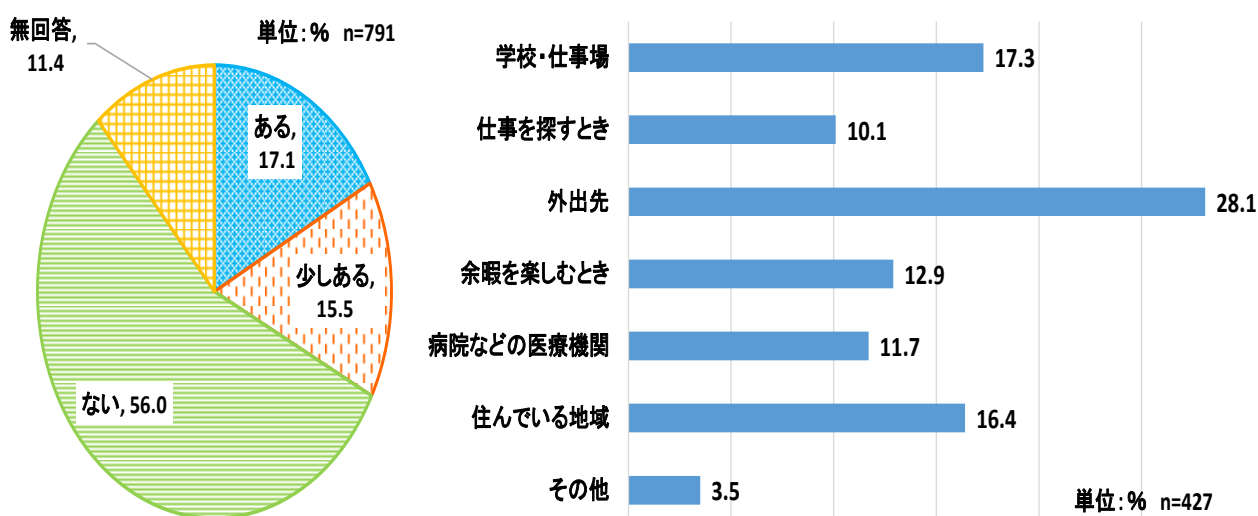
施策・事業名	今後の方向性
特別支援教育の推進	<ul style="list-style-type: none">◆ 児童・生徒一人ひとりに応じた特別支援教育が受けられるよう、校内教育支援委員会や、特別支援教育コーディネーターを設置し、関係機関と連携して充実に努めます。
担当教員の資質の向上	<ul style="list-style-type: none">◆ 特別支援教育担当者の指導力の向上、関係機関との連携協力体制の構築により、一人ひとりの教員及び療育に関わる専門職員の教育・療育、相談等に対する専門性や資質・指導力の向上に努めます。

障がいのある人に対して実施した障害福祉に関するアンケート調査で「障がいがあるために差別を受けたりいやな思いをしたことがあるか」の問いに対し、32.6%が「ある」または「少しある」と回答しています。

この結果が示すように、障がいや障がいのある人に対する理解不足を多くの人が感じています。あらゆる機会を通じて、障がいや障がいのある人の理解を促進する施策が必要です。

問34. あなた(宛名の方)は障がいがあることで差別やいやな思いをすること(したこと)がありますか。

問35. どのような場所で差別やいやな思いをしましたか。



資料: 高萩市障害者計画・障害福祉計画/福祉に関するアンケート調査結果より

特別な配慮を必要とする児童生徒の経験を積み重ねて積極的な態度を養い、社会性や人間性を育むためには、小・中学校及び高等学校の児童生徒や地域の人々と活動を共にする交流教育の推進が必要です。

また、小・中学校及び高等学校の学習指導要領に盲・ろう・特別支援学校などとの連携や交流が位置づけられていることに伴い、総合的な学習の時間等で交流教育をより一層推進します。

施策・事業名	今後の方向性
小・中学校児童生徒や地域との交流促進	<ul style="list-style-type: none"> ◆小中学校と特別支援学校との、学校間の交流の機会を創出し、児童生徒相互の理解が図られるように努めます。 ◆障がいのある人たちの正しい理解と認識を深めるために、近隣の福祉施設と小・中学校及び高等学校の児童生徒との交流が図られるよう努めます。 ◆福祉施設等の行事において、児童生徒ほか、地域の市民も交えた交流を支援・推進します。

基本目標3 生きがいを持った暮らしの推進 【雇用・就労】

1 雇用・就労の促進

障がいのある人が適正と能力を発揮して就業することは、経済的に自立することと同時に、自分の活動の場を広げることにともつながり、地域社会で自立した生活を送るうえで大変重要です。また、障がいのある人の働く意欲は高まっていますが、就労環境はまだまだ厳しいのが現状です。

障害福祉に関するアンケート調査で、今後の就労希望の問いに、「働きたい」と答えた人は11.3%いました。このため、「障害者の雇用の促進等に関する法律(障害者雇用促進法)」の意義の周知に努めるとともに、関係機関と連携し雇用・就業を支援する必要があります。また、障がいにより就業が困難な人については、日中活動の場を支援する必要があります。

障がいのある人の雇用については、「障害者の雇用の促進等に関する法律」第38条で、民間企業や官公庁を問わず障がいのある人を雇用する義務が課せられています。

一定の規模の企業、法人等は、次の率以上の割合で障がいのある人(身体障がいのある人及び知的障がいのある人)を雇用しなければならないこととされています。

		法定雇用率
民間企業	一般の民間企業	2.0%(常用労働者数50人以上規模の企業)
	特殊法人等	2.3%(常用労働者数43.5人以上規模の法人)
国・地方公共団体		2.3%(職員数43.5人以上の機関)
都道府県等の教育委員会		2.2%(職員数45.5人以上の機関)

※平成25年4月1日より障がいのある人の法定雇用率が引き上げされました。

■ハローワーク高萩管内(高萩市・北茨城市)における障がいのある雇用者数の推移(単位:人)

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
就職者数	26	29	38	51	50
就業中の者 (月平均)	195	196	206	225	243

資料提供:ハローワーク高萩

■雇用率の推移(各年6月1日現在)

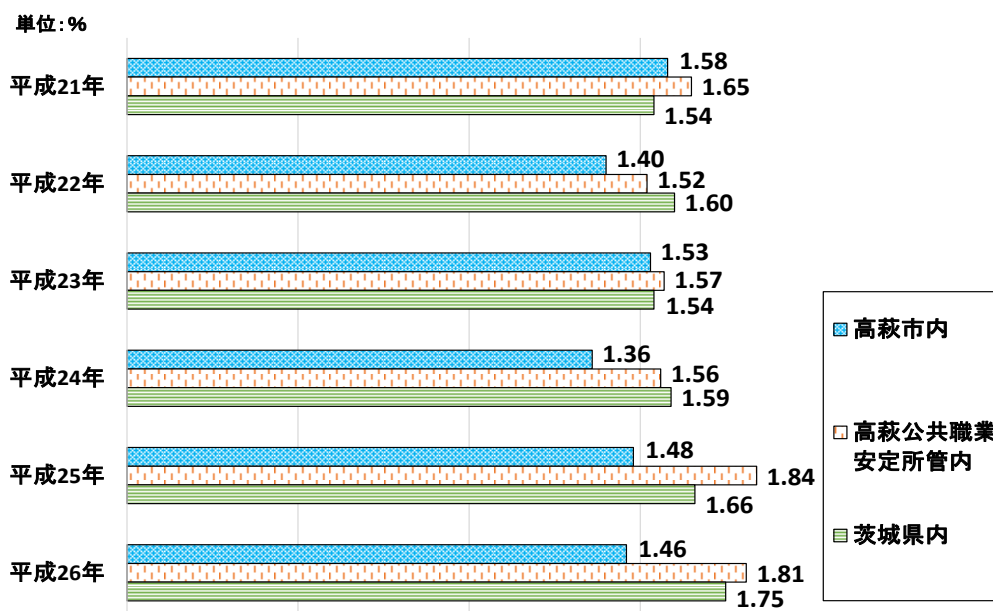
(単位:社、%)

		平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
企業数(社)		46	44	45	44	45	44
	うち法定雇用率達成企業の割合(社)	33	31	26	27	30	29
法定雇用率達成企業の割合(%)		71.7	70.5	57.8	61.4	66.7	65.9
雇用率	高萩市内	1.58	1.40	1.53	1.36	1.48	1.46
	ハローワーク高萩管内	1.65	1.52	1.57	1.56	1.84	1.81
	茨城県内	1.54	1.60	1.54	1.59	1.66	1.75

資料提供:ハローワーク高萩

■雇用率の推移比較

(単位:%)



資料提供:ハローワーク高萩

障がいのある人が可能な限り一般の企業に就業することができるよう、公共職業安定所と連携するとともに、一人ひとりの障がいの違いを周囲に理解してもらうためのジョブコーチやトライアル雇用の制度利用を促進します。

また、障害者法定雇用率の遵守を企業へ働きかけ、「事業主が、障がいのある人を雇用することは社会的責務である」という考えの定着に努めます。

さらに、一般の企業に雇用されることが困難な障がいのある人のために、就労支援施設における福祉的就労の促進に努めます。

施策・事業名	今後の方向性
雇用機会の拡大	<ul style="list-style-type: none"> ◆障がいのある人の就労促進のため、就労相談や就労情報の提供を推進します。 ◆公共職業安定所などの関係機関との連携を深めるとともに、障がいのある人の一般就労促進のための啓発広報に努めます。

施策・事業名	今後の方向性
雇用・就労の支援	<ul style="list-style-type: none"> ◆就労を希望する障がいのある人が、生産活動等の機会の提供を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を受ける「就労移行支援」を推進します。 ◆障がいのある人の側に立つ就労援助者が職場に出向いて仕事を共にするジョブコーチ制度の普及を図ります。

2

福祉的就労の促進

一般企業等での就労が難しい人が生産的な活動を通じて社会参加していくよう、就労継続支援事業等の充実を図る必要があります。

施策・事業名	今後の方向性
福祉的就労の充実	<ul style="list-style-type: none"> ◆一般企業に雇用されることが困難な障がいのある人の就労自立に向けて指導訓練等を行うため、地域活動支援センターの整備及び機能の充実に努めます。 ◆一般企業に雇用されることが困難な障がいのある人に、就労の機会や生産活動、その他の活動機会を提供すると共に、知識や能力の向上のために必要な訓練を受ける「就労継続支援」を推進します。

	基本目標4 心豊かな暮らしの推進 【スポーツ・芸術】	
--	---	--

1 文化活動への参加の促進

文化活動等により交流は、障がいのある人の社会参加やリハビリテーションにも有効であり、またノーマライゼーション理念を広く浸透させるためにも重要です。

障がいの種別を越えた連帯やさまざまな人との交流を一層深め、社会参加を通じた生活の質(QOL)の向上を図るための条件の整備に努めます。

施策・事業名	今後の方向性
文化活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ◆各種の催しにおいて、手話通訳者の配置や車いすスペースの確保など、障がいのある人に配慮した運営を、主催者などに呼びかけます。 ◆作品展示の機会を充実させ、障がいのある人の意欲を高めていくよう支援します。また、県で実施しているイベントへの参加を積極的に推進します。

2 スポーツ・レクリエーション活動の促進

障がい者スポーツだけではなく、障がいのある人が、障がいのない人と共に行うスポーツ・レクリエーションの振興を図ります。

施策・事業名	今後の方向性
スポーツ・レクリエーション活動の充実	<ul style="list-style-type: none"> ◆各種障がい者スポーツ・レクリエーション大会を支援するとともに、参加機会を拡充します。 ◆障がいのある人もない人も楽しめるスポーツ・レクリエーションの振興を図ります。

基本目標5 健康で生き生きとした暮らしの推進 【保健・医療】

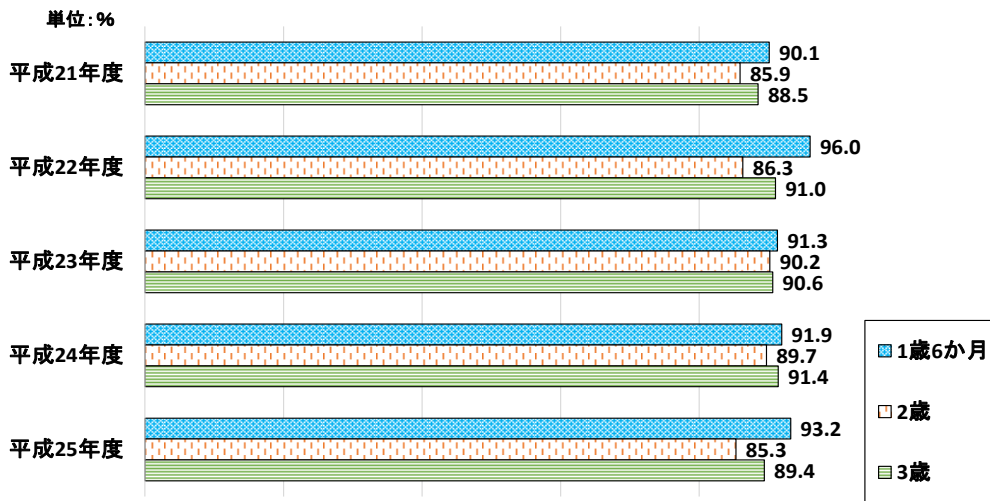
1 障がいの発生予防・早期発見・早期治療

■乳幼児健康診断の状況

(単位: %)

	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
1歳6ヶ月児健康診査	90.1	96.0	91.3	91.9	93.2
2歳児歯科健康診査	85.9	86.3	90.2	89.7	85.3
3歳児健康診査	88.5	91.0	90.6	91.4	89.4

資料提供: 健康づくり課



資料提供: 健康づくり課

(1) 母子保健事業の充実

妊産婦、新生児及び乳幼児の疾病の予防や異常の早期発見を図るため、また、育児不安を持つ母親が増えている状況など新たな課題に対応した母子保健の充実に努めます。

施策・事業名	今後の方向性
妊産婦・乳幼児健康診査の充実	<ul style="list-style-type: none"> ◆妊産婦・乳幼児の健康管理のため、年齢に応じた各種健康診査の充実に努め、障がいの早期発見、早期対応を図ります。 ◆乳幼児の発達・発育支援、保護者の育児不安の解消などを図るため、幼児健診や小児神経専門医が診察を行うすこやか健診において保健師等が相談支援を行います。 ◆妊産婦、新生児及び乳幼児を対象とした訪問、相談事業をさらに充実し、適正な支援につなげます。

(2)生活習慣予防事業の充実

生活習慣病予防教室の開催や各種健康診査の受診率向上を図り、生活習慣病予防を推進していきます。また、生活習慣病や疾病による後遺障がいを予防するため、適切な生活習慣をとって自ら健康管理ができるよう支援します。

施策・事業名	今後の方向性
健康相談・健康教育の充実	◆健康教室で生活習慣病の予防や健康増進などの知識の普及を図り、糖尿病予防、骨粗しょう症予防、介護予防などを目的とする各種健康教室を開催します。

(3)精神保健対策の充実

精神障がいのある人が地域で安心して暮らせるためには、保健・医療・福祉等と地域住民の自主的な活動組織の育成・支援が必要となってきます。このために、医療機関や保健所等と連携を図りながら相談体制の充実を推進します。

施策・事業名	今後の方向性
相談体制の充実	◆保健所、市行政機関、医療機関、地域活動支援センター、グループホーム、入所施設など、各関係機関が協力しつつ、健康や日常生活などについての相談体制を充実させ、精神障がいのある人の社会復帰や自立生活の促進を図ります。

(4)難病対策の充実

難病は、高度かつ専門の医療が必要であるとともに、療養生活が長期にわたり、看護と介護に多大な労力を要することなどから、緊急時の医療はもとより在宅療養における環境整備の充実など、保健・医療・福祉が連携し患者・家族の生活の質の向上のための各種支援事業の充実を図ります。

施策・事業名	今後の方向性
生活の質(QOL)の向上	◆本人、家族の経済的・身体的・精神的負担の軽減を図るため、在宅サービスの充実に努めます。 ◆ニーズに合った福祉用具の利用に関する相談や介護方法などの情報提供を推進します。

(1) 二次障がい発生予防の充実

障がいに伴う二次障がい及び合併症を予防するため、定期的な医学管理及び本人、家族への情報提供を行います。障がいの早期発見及び障がいに対する適切な医療、医学的リハビリテーションの提供により、障がいの軽減並びに重度化・重複化、二次障がい及び合併症の防止を図るとともに、障がいのある人に対する適切な保健サービスを提供します。

施策・事業名	今後の方向性
健康相談事業の充実	<ul style="list-style-type: none"> ◆障がいに伴う二次障がいの発生予防のために、障がい者週間等の相談しやすい場面を活用して、障がいのある人の健康相談や健康診査等の保健対策の一層の充実を図ります。 ◆障がいが発生した初期の段階で本人、家族に対し、障がいを軽減する各種サービスの紹介等を実施し、精神的支援を図ります。

(2) リハビリテーション体制の推進

障がいのある人の自立を促進するためには、障がいに応じた適切な医療とリハビリテーションが受けられるよう、関係機関が連携を図ることが必要です。そのためには、医学部門におけるリハビリテーション体制の整備、充実を図るとともに、理学療法士、作業療法士等の人材の確保を働きかけていきます。

施策・事業名	今後の方向性
リハビリテーション医療施設の整備	◆リハビリテーション機能の充実を医療施設に働きかけます。

基本目標6 自立した生活を支援する福祉の充実 【生活支援】
--

1 生活支援体制の整備

(1)福祉サービスの充実

障害者総合支援法の基本は、障がいのある人が安心して暮らすことのできる地域づくりを目指すものであることから、これに基づき障がいのある人が地域で自立した生活を送ることができる支援体制の整備を図っていきます。

また、障がいのある人が住み慣れた環境で安心して暮らすことができるように障害福祉サービスの見込量を的確に把握しながら、提供事業者との連携及び事業者の新規参入を促進し、良質なサービスと必要量の確保に努めます。

①介護給付の提供

事業名	事業内容
居宅介護 (ホームヘルプ)	◆居宅において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談・助言、その他生活全般にわたる援助を行います。
重度訪問介護	◆重度の肢体不自由者等で常に介護を必要とする方に対し、居宅における入浴、排せつまたは食事等の介護、家事援助並びに生活等の相談・助言、外出時における移動の介護を総合的に行います。
同行援護	◆視覚障がいにより移動が困難な人に、外出時に同行して移動に必要な情報を提供するほか、外出する際に必要な援助を行います。
行動援護	◆知的または精神の障がいのある人で、自己判断能力を制限されている人が行動するときの危険回避、外出時の移動の補助をします。
重度障害者等包括支援	◆介護の必要性が非常に高い障がいのある人に、居宅介護をはじめその他の複数の障害福祉サービスを包括的に提供します。
生活介護	◆常時介護を要する障がいのある人に、主として昼間において、障害者支援施設等において行われる入浴、排せつ又は食事の介護、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。
療養介護	◆医療を要し、常時介護を必要とする障がいのある人に対し、医療機関等において行われる機能訓練、療養上の管理、介護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の支援をします。

事業名	事業内容
短期入所 (ショートステイ)	◆自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
共同生活援助 (グループホーム)	◆地域で共同生活を営む人に、住居における相談や日常生活上の援助を行います。
施設入所支援	◆施設に入所し、入浴や排せつ、食事の介護等が受けられます。

②訓練等給付の提供

事業名	事業内容
自立訓練(機能訓練)	◆身体障がいのある人を対象に、理学療法や作業療法等の身体的リハビリテーションや歩行訓練、コミュニケーション、家事等の訓練を実施します。
自立訓練(生活訓練)	◆知的・精神の障がいのある人を対象に、食事や入浴、家事等の日常生活能力向上のための訓練を実施します。
就労移行支援	◆就労を希望する障がいのある人に対し、一定期間、就労に必要な知識・能力の向上に必要な訓練を実施します。
就労継続支援	◆A型は事業所との雇用契約を結び、B型は雇用関係を結ばない形態で、一般企業等で就労が困難な障がいのある人に対し、就労、生産活動の機会を提供、知識及び能力の向上のために必要な訓練を実施します。

③障害児通所サービス

事業名	事業内容
放課後等デイサービス	◆就学している障がいのある児童に、授業終了後又は夏休み等の休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進などの支援を行います。
児童発達支援	◆未就学の障がいのある児童に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。
保育所等訪問支援	◆保育所等を訪問し、障がいのある児童に対して、外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他必要な支援を行います。

④地域生活支援事業

事業名	事業内容
相談支援事業	◆障がいのある人等からの相談に応じ、情報の提供やサービス利用の支援をします。また、権利擁護の為に必要な援助を行い、日常生活、社会生活への支援をします。
コミュニケーション支援事業	◆障がいのため意思疎通を図ることに支障がある人等に、手話通訳者等を派遣します。
移動支援事業	◆屋外での単独の移動に困難がある障がいのある人等について、外出の際の移動を支援します。
地域活動支援センター	◆創作活動または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等を行います。
日中一時支援事業	◆障がいのある人等の家族の就労支援及び一時的な休息を目的に、障がいのある人等の日中における活動の場を確保します。
自動車運転免許取得・自動車改造費用補助事業	◆自動車運転免許の取得及び自動車の改造に要する費用の一部を補助します。

(2)福祉機器の利用促進

福祉機器は障がいのある人の身体能力を向上させ、社会的活動を容易にし、また介護者の負担を軽くします。市では、補装具の交付・修理及び日常生活用具の給付・貸与を行っています。

これらの事業を周知し内容を充実させると共に、その他情報提供を望む障がいのある人のために新しい福祉関係器具を適宜紹介していく必要があります。

事業名	事業内容
福祉機器に対する理解と利用の促進	◆イベント等において、保健師やOT(作業療法士)、関係業者による相談等を行い、利用者に合った各種福祉機器や介護用品を紹介し、適切な利用促進に努めます。
福祉機器の給付などの充実	◆身体に障がいのある人の身体的欠損や心身機能の損傷を補い、日常生活や就業を容易にするため、補装具の給付、修理を行います。 ◆在宅の重度の障がいのある人などの日常生活の便宜を図るため、特殊寝台や浴槽などの日常生活用具の給付を行います。

(1) 相談支援体制の強化

障がいがあるために十分な判断ができにくい人、自己表現が困難な人に対する支援は、障がいのある人の意志をくみ取って、利用者本人の「主体性」を尊重して行う必要があります。このため、高い専門性を持った相談員を配置し、相談窓口を充実させていきます。

施策・事業名	今後の方向性
相談窓口の充実	◆相談窓口の総合化、福祉サービスの申請時における相談支援、社会参加・自立支援に向けたあらゆる相談に応じられるよう相談・指導・支援体制の確立に努めます。
相談支援の実施	◆障がいのある人や家族からの相談に応じ、必要な情報の提供や助言を行い、障がいのある人の自立等に必要相談支援を実施します。

(2) 権利擁護の推進

権利が侵害されやすい障がいのある人が安心して生活することができるよう、専門相談など障がいのある人の基本的権利を擁護する支援体制の確立に努めます。

施策・事業名	今後の方向性
権利擁護体制の整備	◆成年後見制度等を活用し、積極的に障がいのある人の権利を守るよう努めます。また、福祉サービスの利用に関しては契約の必要があるため、成年後見制度により円滑に利用できるよう努めます。
障害者虐待防止対策支援	◆障がいのある人への虐待を防止するため、高萩市障害者虐待防止センターを設置し、障がいのある人への虐待に関わる通報の受理、虐待をうけた障がいのある人の相談及び助言等を行うとともに普及啓発に努め、虐待防止体制の充実を図ります。

(3) 経済的な支援

障がいのある人やその保護者を対象に、各種手当等や年金の支給、税の優遇措置などを行い、経済的な負担軽減と暮らしの安定を支援します。

施策・事業名	今後の方向性
各種手当等の支給	◆障がいのある人やその保護者等を対象に、各種手当等の支給をおこないます。 ◆難病患者見舞金につきましては、特定疾患医療受給者証の交付対象の拡大に合わせて支給します。 【各種手当】 ・特別障害者手当 ・障害児福祉手当 ・在宅心身障害児福祉手当 ・難病患者見舞金
障害基礎年金制度	◆障害基礎年金等の制度の周知に努めます。

	基本目標7 安全で安心して暮らすことのできるまちの推進 【生活環境】	
--	---	--

1
福祉のまちづくりの推進

(1) バリアフリーの推進

今後のまちづくりにあたっては、加齢により身体機能の低下した人やさまざまな障がいのある人が、生き生きと生活できるまちこそが、すべての人にとって、やさしく暮らしやすいまちであるとの観点に立ち、高齢者や障がいのある人、子ども等すべての人が家庭や地域で共に暮らし、安心して生活することができる社会をつくるという「ノーマライゼーション」の理念に基づき、市の既存施設の計画的なバリアフリー化を推進することが必要です。

施策・事業名	今後の方向性
公共的建築物のバリアフリー化	<ul style="list-style-type: none"> ◆不特定多数の人々が利用する建築物で新築されるものについては、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー新法)」に基づき、建築主に対する必要な指導及び助言等を行います。 ◆公共建築物には、点字表示による案内板の整備や障がい者用のトイレの設置を進めます。
公園のバリアフリー化	<ul style="list-style-type: none"> ◆障がいのある人の健康づくりや野外活動、障がいのない人とのふれあい・交流の機会(場)として利用できるよう施設の充実を図ります。

(2) 住宅の整備

施策・事業名	今後の方向性
市営住宅の整備	<ul style="list-style-type: none"> ◆新設の市営住宅については、住宅内部の段差の解消等バリアフリー化を推進し、身体機能の低下に配慮した長寿社会対応仕様の誰もが住みやすい住宅を整備します。
民間住宅の整備	<ul style="list-style-type: none"> ◆重度の身体に障がいのある人の在宅生活を支援するため、住宅改善促進助成事業の利用促進を図ります。

障がいのある人が健康で生きがいを持って生活していくためには、外出の機会を増やすことが重要です。障がいのある人が行きたい所へスムーズに行ける公共交通機関、道路等の整備に取り組みます。

施策・事業名	今後の方向性
公共交通機関の整備	◆交通事業者に働きかけ、低床化されたバス車両の導入を促進します。
道路・歩道等の整備	◆歩道の整備、段差の解消、交差点の改良等を進めます。 ◆車いす使用者用駐車スペースの確保、障がい者用トイレの設置を図ります。 ◆障がいのある人の通行の妨げとなる歩道にはみ出した商品、看板及び放置自転車等の除去をめざした啓発を推進します。
タクシー料金の割引	◆障がいのある人が、通院や市役所等の公的機関に行くためにタクシーを利用する際、その利用料金の一部を助成します。 ◆市内のタクシー会社における手帳提示の料金割引を継続します。

(1) 防災・防犯意識の高揚

障がいのある人が安心して暮らせる社会を実現するため、障がいのある人はもとより関係団体、住民等の連携による防災・防犯意識の高揚をはかり、障がいのある人の状況、特性等に応じた防災・防犯対策が的確に講じられるよう、支援体制を整備します。

施策・事業名	今後の方向性
防災体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ◆救急知識の普及・啓発のため、市民、事業所、各種団体に対して、救命講習会等を開催します。 ◆障がいのある人を災害から守るための防災知識の普及、啓発を行うとともに、地域や社会福祉施設等において、適切な防災訓練、防災教育が行われるよう指導します。
防犯体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ◆講習会などを通じて、障がいのある人を含めた地域住民の防犯意識の向上を図ります。 ◆悪質商法などによる障がいのある人の被害を未然に防止するための消費者教育、情報提供体制の強化を図ります。 ◆障がいのある人が不当な訪問販売等の被害に遭わないようにするための消費生活相談などの支援体制を充実させます。

(2) 緊急時の情報提供・通信体制の整備

障がいのある人を犯罪や災害から守るため、地域の防犯や防災のネットワークづくり、緊急時に対応した緊急通報システムの整備を推進します。

施策・事業名	今後の方向性
災害情報提供体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ◆各種防災関係機関との密接な連携を図りながら、連絡調整・役割分担のあり方について検討し、体制整備を進めます。 ◆障がいのある人自身の災害対応能力に配慮し、戸別受信機の整備を促進し、情報伝達体制の確立に努めます。
緊急時の通信体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ◆障がいのある人が利用できる緊急通報システムについて、周知に努めます。